

お 客 さ ま 各 位

2025 年 1 月 8 日

群馬県内地域金融機関との「相続手続き共通化」について

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

2024 年 4 月 1 日より、群馬銀行、高崎信用金庫、桐生信用金庫、しののめ信用金庫にて相続手続きに関する事務の共通化を実施しております。

今般、お客さまの利便性のさらなる向上を図るため、群馬県内に本店を置くすべての信用金庫・信用組合が加わることとなりましたので、お知らせします。

今後もお客さまのご要望にお応えできるよう、より一層のサービスの向上に努めてまいります。

記

1. 参加金融機関

金 融 機 関 名	実 施 時 期
群馬銀行、高崎信用金庫、桐生信用金庫、しののめ信用金庫	2024 年 4 月 1 日 (月)
【今回の参加金融機関】 アイオー信用金庫、北群馬信用金庫、館林信用金庫 利根郡信用金庫、 あかぎ信用組合、群馬県信用組合、ぐんまみらい信用組合 群馬県医師信用組合	2025 年 1 月 20 日 (月)

2. 共通化の目的

相続手続きにおいて、金融機関ごとに書式や記入方法、ご提出いただく確認書類が異なる等の煩雑さを解消し、お客さまのご負担を軽減するため。

3. 共通化の概要

- (1) お客さまにご記入いただく相続関係書類の共通化
- (2) お客さまからご提出いただく確認書類の共通化

4. その他

本件は相続手続きを共同で行うものではないため、これまで同様、各金融機関への書類の提出は必要となります。また、被相続人さまのお取引内容によっては、お手続きが一部相違する場合があります。

以 上

本件に関するお問い合わせ先

北群馬信用金庫 事務管理部

TEL : 0279 - 22 - 3114